樋門等点検業務特記仕様書

（仕様書の適用）

第１条　本業務は、本仕様書に基づき実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項については、次の各共通仕様書に基づき実施しなければならない。

・徳島県土木工事共通仕様書　令和６年７月

・機械工事共通仕様書（案）　　（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）

・電気通信設備工事共通仕様書　（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものを適用する。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

（一般事項）

第２条　揚排水ポンプ設備の点検・整備にあたっては、関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

・河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）　（国土交通省）

・ゲート点検・整備要領（案）　（社団法人ダム・堰施設技術協会）

（現場責任者）

第３条　受注者は、公共施設維持管理業務（除草・せん定等）委託（請負型）契約書第６条第１項に基づき、「現場責任者届」を提出する際に次のものを添付しなければならない。

（１）　現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

（２）　資格が、建設業法第７条第２号ハ及び第 15 条第２号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第７条第２号イ、ロ及び第 15 条第２号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

（業務工程表）

第４条　受注者は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内（ただし、14 日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

２　受注者は、契約変更時の残期間が 30 日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

（資材価格高騰に対する特例措置）

第５条　本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

２　本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（対象施設）
第６条　本業務の対象とする施設は、設計図面のとおりとする。

（点検要領）
第７条　点検要領は設計図書によるものとするが、特に次の事項に留意して行うものとする。
２　点検作業員は、業務について十分な知識と経験を有するものでなければならない。
３　点検作業の詳細な計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満等を調査し、点検時期を決定するものとする。
４　点検作業の際は、操作人の立会の上作業を行うものとする。ただし、監督員の承認を得た場合はこの限りではない。
５　現場点検業務は出水時期までに作業を終えることとし、他工事との調整等により作業完了が困難な場合は監督員と協議の上、点検順序等を調整するものとする。
６　作業中に発見した異常、問題点は随時報告するものとする。
７　点検にあたって河川工作物個票を作成し、点検の結果、異常箇所がある場合は原因及び対策を個票に詳しく記入し、修繕に要する費用を算定するものとする。
８　点検状況については写真を貼付し、異常箇所がある場合は、部分写真を貼付し、異常の状態が把握できる個票を作成するものとする。
９　点検は、外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等）を用いて点検し、簡易な給油脂を行った後、管理運転（全開全閉を行う総合操作の機能確認及び調整）を行うものとする。
10　点検作業時に塗装がはがれた箇所については、同色のペンキ等で補修するものとする。
11　点検作業実施時等、現場作業時には必要に応じて、監督員が立会するものとする。

（事故報告書）
第８条　受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

（諸法令の遵守）
第９条　受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。
２　点検作業に伴い、生じた廃棄物等については、適切に処理するものとする。

（地域住民等への対応）
第１０条　受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
２　受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
３　受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

（業務時期及び業務時間）

第１１条　受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。

２　受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

３　受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

（法定外の労災保険の付保）

第１２条　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（点検結果報告）

第１３条　点検作業の各段階における点検結果をもとに、施設、機器及び設備ごとにとりまとめた報告書を作成するものとする。

２　点検箇所一覧表として、施設の番号順に河川名、箇所、施設名称、形状寸法、施設形式・材質、現在の操作委託者、連絡先、前回修繕業者・施行年月日を記入するものとする。

３　位置図として、個票に概略図を添付するものとする。この際、紙媒体の場合は、データ化するものとする。

４　状況写真として、全景、遠景、扉体、巻き上げ機、分解状況、腐食状況ほか、異常状況が詳しく分かるものを添付するものとする。特に分解時、内部の構造等に不都合が生じている場合は、ピンポール等でその箇所を示した写真を撮影するものとする。貼付した写真にはその説明書きとして、内容等を詳しく明記するものとする。

５　不具合箇所及び故障箇所が確認された場合には、不具合の緊急性を順位付けするとともに、修繕・更新する際にどの程度の費用を要するかを不具合箇所ごとに概算見積書を報告書に付するものとする。この際の見積額は実勢価格によるものとし、諸経費を除く直接費とする。

６　報告書は、Ａ４版印刷物で作成するものとする。また、報告書一式の電子データをウイルスチェック済みのＣＤ－Ｒ等の電子媒体で２部作成するものとする。この際に表計算ソフト等によりデータベースを作成し、とりまとめるものとする。

（応急補修作業）

第１４条　応急補修作業については、監督員が指示する応急の点検または作業を行うものとする。

２　この応急補修作業に必要な人員として、点検整備工５人を見込んでいる。

（様式１）

令和　　年　　月　　日

（　発注者　）　　殿

受注者　住所

氏名

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏　名（生年月日）	（　　．　　．　　生）	現場責任者の顔写真を貼付
取　得　資　格　等（取得資格があれば）		

※１　現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※２　取得資格等がある場合は、以下の（１）、（２）について記入及び添付をすること。

（１）取得資格等の欄には、建設業法第７条第２号イ、ロ、ハ及び第１５条第２号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

（２）資格が、建設業法第７条第２号ハ及び第１５条第２号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第７条２号イ、ロ及び第１５条第２号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

河川工作物個票

No. ○○

水系名	水系	河川名	
施設名		管理者名	
許可年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
許可番号			
許可期間			
地先名	左岸		
	右岸		
施設管理区分	１．河川管理施設　２．許可工作物　３．管理者不明		
設置年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
操作委託者	氏名	電話番号	
	住所		

施設構造概要		
護岸	材質	コンクリート・ブロック・土羽・その他（　　）
樋門	門扉材質	
	戸当り材質	
	形状	
	型式	スライド・ローラー・その他（　　）
フラップゲート	ゲート材質	
	戸当り材質	
	形状	
巻き上げ機	方式	電動・手動・エンジン
		ラック・スピンドル
		発動発電器（有・無）
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物	材料	ＲＣ・無筋・ブロック・その他（　　）
	鉄筋径	
上屋	材質	
	構造	
安全施設	手摺り	有・無
塗装（㎡）		

対策工	内　　容	修繕費（千円）
扉体		
戸当り		
巻き上げ機		
護岸		
管理橋		
電気施設		
上屋		
照明		
塗装（㎡）		
その他		

位置図

No. ○○

施　設　名	
水　系　名	水系
河　川　名	
位　　置	左岸／右岸

位置図

写真